次期大阪府保健医療計画(第7次)の策定に向けて

- 1 次期保健医療計画に対する考え方
 - 〇医療の機能分化・連携を進め、効果的・効率的な医療提供体制の構築を目指すため、 5疾病4事業ごとに、高度かつ専門的な医療を実施する医療機関と地域において外来 機能等を担う医療機関の役割を明らかにする。
 - 〇医療及び介護を取り巻く地域ごとの多様な状況に対応するため、地域医療構想の実現 に向けた今後の方向性を示し、地域包括ケアシステムの構築とも連携した計画とする。
 - ○急速に進む高齢化に対応するため、ロコモティブシンドローム、フレイル、肺炎、大腿骨頸部骨折等、高齢者特有の疾病などについて、医療面からのアプローチについて 明示していく。
 - 〇次期医療計画では、医療提供体制の確保を基本とした計画とし、平行して策定を進める保健分野等の関連計画と役割分担を行い、それぞれの計画を一体的に考え、平成29年度に健康医療に関する各計画を策定する。

大阪府の健康医療に関する計画

大阪府保健医療計画

医療提供体制の確保について

※他計画での記載項目においても、医療 計画に必要があれば、記載する。 大阪府健康増進計画

大阪府医療費適正化計画

大阪府がん対策推進計画

大阪府歯科口腔保健計画

大阪府食育推進計画

(第6次医療計画指針より)

2 地域医療構想を踏まえた基準病床数算定・必要病床数等について

【基準病床数】

- 〇地域医療構想で算出した必要病床数が、既存病床数を上回る場合、国の検討会では、 基準病床数の算定において、特例措置(将来の急激な人口増加を見込み基準病床数を 算出)の適用が示されている。
- 〇基準病床数の算定に当たって、病床利用率が国の定める一定の値(一般病床 76%、療養病床 90%)と比較して、各都道府県における病床利用率が高い場合、その数値を上限、一定の値を下限として、各都道府県が定めることとされている。
- 〇本府では、地域医療構想で算出した必要病床数が既存病床数を上回っており、医療計 画作成指針発出後、上記の状況を踏まえ、基準病床数を算定していく。

【必要病床数】

○国では次期医療計画の改定に当たって地域医療構想で算出した「必要病床数」を基本 に今後の方向性が検討されているため、大阪府においても同様の考え方で次期計画の 作成作業を進めていく。

【在宅医療等】

- 〇大阪府地域医療構想での在宅医療等の需要に加え、精神疾患患者の在宅医療需要も検証する。
- ○在宅医療等の需要について、外来診療との役割分担も検証する。
- 3 関連計画(福祉)との整合性について
 - 〇平成 29 年度に同時期改定を迎える大阪府高齢者計画(大阪府高齢者福祉計画及び介護保険事業支援計画)、大阪府障がい福祉計画とは、それぞれの計画策定作業の段階において、情報共有を行い、内容の整合性を図っていく。